

## パーム油を巡る最近の動向について

日本植物油協会

### 1. パーム油の特徴と動向

パーム油は、世界中の植物油生産の3割程度を占め、油種別にみて最も利用されている植物油です。パーム油は赤道近くの熱帯地域が主要産地である永年性作物のアブラヤシの果肉から得られますが、5～30年間にわたり年間を通じて結実することから、生産力が増減するサイクルを有しているが、世界的レベルで拡大基調が継続しているところです。

我が国においても、パーム油は、食用に関しては、その酸化抑制の特性を生かした業務用のフライ油として他の植物油とのブレンドとして利用される他、加工用としての即席めん、マーガリン・ショートニング、チョコレート、アイスクリーム等、極めて多様な形態での活用が進んでいる。製菓・製パン向けにおいて、カカオバターの価格水準との関係で、カカオバター代用脂が油脂分野の高度な技術進歩のもと含浸チョコや焼きチョコといった新たなチョコレート商品の開発も進展しています。一方、ステアリンの需要は、再生可能エネルギーの固定価格制度の活用なども関係し、バイオ燃料や発電向けへの利用が注目される。我が国におけるパーム油需要は、現在の油脂間の価格体系を前提にすれば、他の植物油との置き換えはほぼ終了しているが、新技術の開発による新規用途分野、燃料等の非食用途、さらに養殖等の魚油代替分野等が注目されます。

パーム油の用途は広く、食用だけでなく石鹸・洗剤類をはじめとしたオレオケミカルと称される化学品や、BDF（バイオディーゼル）等多様な形態で利用されており、その需要拡大を支えている。実質的にはインドネシアが世界生産の53%、マレーシアが31%と、この2カ国が国内需要を遥かに超える生産量を実現し、その大部分を輸出に振り向けている。一方、輸入はインド、EU、中国などが中心となっています。

2017/18年のパーム油の世界総生産について、OIL WORLDは、対前年度比5.0%増の6,877万t（米国農務省は6,989万t。()内は、以下同じ）と予想されています。うちマレーシアは、対前年度比7.2%増の2,032万t（2,050万t）、インドネシアは、4.1%増の3,763万t（3,850万t）。一方、総輸出は、対前年度比3.5%増の4,940万t（5,028万t）。総消費は、対前年度比4.3%増の6,687万t（6,504万t）。その結果、世界全体のパーム油期末在庫は、16.1%増の1,239万t（1,070万t）と見通されています。

今後、マレーシア、インドネシア両国の生産回復動向、また、エルニーニョとは異なり、生産に与える影響は少ないとはされるところですが、ラニーニャ発生に伴う生産への影響、BDF政策による需要押し上げ、中国、インド等への輸出動向が注目されています。我が国のパーム油等の南方系油脂の輸入は、昨年、前年比7.0%増の82万2千t。うちパーム油は同9.3%増の70万7,663t、ステアリンが12万3,696tと春先の旺盛な需要もあり大幅な増加となったところです。

## 2. サステナブルなパーム油認証

2020年には、いよいよ第32回オリンピック競技大会が開催されます。日本オリンピック委員会（JOC）と東京都により設立された東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の準備・運営段階の調達プロセスにおいて、法令遵守はもちろんのこと、地球温暖化や資源の枯渇、生物多様性の損失などの環境問題、人権・労働問題、不公正な取引等の問題へのインパクトを考慮に入れた調達が重要な課題となってきたとして「持続可能な調達ワーキンググループ」を設けて調達コードの検討を進めてきました。日本植物油協会は、組織委員会の要請を踏まえ、パーム油及びその認証に関して、「持続可能な調達ワーキンググループ」の場で以下のようなスタンスを表明してきたところです。

パーム油の認証を検討する場合、1.サステナブルを確保すべき基準が確保されること、2.その基準を守っていることを証明する客観的評価がなされること、3.認証運用にあたっての実行可能性が担保されること、4.認証に伴う負担が公正で適正であることが確認されること、等が必要条件と考えます。

1. 1の基準に関しては、大きくは、環境、労働の2つの面で、一定以上の基準が確保される必要がある。特に課題となる人権保護に関して、供給国の労働者の労働環境・安全性・給与収入の保護、コンプライアンスに反しない雇用契約などは、国際CSR基準で求められているように当然の選定基準になります。

欧州でデファクトスタンダードとなっている基準にRSPOがありますが、当該基準は、サステナブルの道を切り開いてきた意味で先駆的システムであり、その基準も一定のレベルを達成していると評価されます。しかし、一方、現段階では、マレーシア政府が推進しているMSPOも国の法律にてパーム油の生産活動をルール化して法令遵守を求めていることからすれば、否認するような瑕疵はありません。

RSPOは会員制で、他に選択のない場合は、当該農園に関しては一定の有効性を有するものの、自らの内部ルールで一定の線引きをして対応する静態的な認証システムです。一方で、MSPOは、アジア農業の特性を踏まえつつ、一定の目標に全員を達成させようとする動的なシステムとして構成されていることからすれば、国全体の環境保護を目指す、優れて、現実的かつ広域的なものと考えられます。

2. 2の基準を守っているとの客観的評価は、RSPOについては各種NGOがサポートしており、その評価基準は厳しいとされているところです。一方、MSPOの基準については、義務化の方向が示されています。検討会において、一部に、環境対応において、生産国政府が不正に関与しているかのような発言もあったところですが、生産国政府は、これを明確に否定していることからすれば、これを理由にした排除は、当該政府に対する侮辱となりかねないことに留意する必要があります。

3. 3の実行可能性については、RSPOは、既に西欧諸国を中心に実績を有しているところですが、MSPOも次年度から具体的に認証発行可能としています。また、流通については、いずれのサステナブル制度の油でも、各供給国から船積み時に証明書を手入れし、海上輸送の物流

管理を行えば、輸入通関までの物流管理を確認ができる。輸入通関の後は、メーカーから流通・販売店まで、既にある非遺伝子組換え原料<sup>\*</sup>と同じで、システムを業界にて踏襲することによって、いずれの制度であっても、サステナブル・パーム油の国内の物流管理を問題なく行うことができるとみられます。

協会としては、こうした論点を踏まえ、各認証が切磋琢磨して、より良い基準となりうること、更に、我が国、消費者、購買者に多様な選択の余地を与えることになることなどを総合勘案し、推奨認証として RSPO に加え、MSPO 等も明示的に組み込むべきとの主張をしたところ です。

その結果、3月9日の第21回「持続可能な調達ワーキンググループ」において、これまでの議論を踏まえた、以下の報告原案がとりまとめられたところです。

#### 持続可能性に配慮したパーム油を推進するための調達基準（概要）

パーム油は多種多様な食品や化成品に使用されている植物油脂である。その生産現場においては森林開発や農園労働に係る課題も指摘されているが、日本国内での関心はまだ非常に低い。組織委員会は、本調達基準を策定し、これに沿った調達を行うことによって、国内の事業者や消費者の意識が高まり、持続可能なパーム油調達の動きの長期的な拡大に寄与することを目指す。

1. 本調達基準の対象は、加工食品、揚げ油（飲食提供のための調理用）、石鹼・洗剤製品の原材料として使用されるパーム油とする。サプライヤーは、上記加工食品等について、パーム油の含有量等を考慮しつつ、本調達基準を満たすパーム油を原材料とするものを可能な限り優先的に調達することとする。
2. パーム油が持続可能な形で生産されていると認められるためには、以下の①～④が確保されていないなければならない。
  - ①生産された国または地域における農園の開発・管理に関する法令等に照らして手続きが適切になされていること。
  - ②農園の開発・管理において、生態系が保全され、また、泥炭地や天然林を含む環境上重要な地域が適切に保全されていること。
  - ③農園の開発・管理において、先住民族等の土地に関する権利が尊重されていること。
  - ④農園の開発・管理や搾油工場の運営において、児童労働や強制労働がなく、農園労働者の適切な労働環境が確保されていること。
3. 上記2の①～④の考え方に沿ってパーム油の生産現場における取組みを認証するスキームとして、ISPO、MSPO、RSPOがある。
  - (1) これらの認証については、実効性の面で課題が指摘される場合があるものの、小規模農家を含め幅広い生産者が改善に取り組むことを後押しする観点から、これらの認証を受けたパーム油（以下、「認証パーム油」という。）を活用できることとする。

- (2) 上記(1)の認証パーム油については、流通の各段階で受け渡しが行われるよう適切な流通管理が確保されている必要がある。
- (3) 上記(1)の認証パーム油の確保が難しい場合には、生産現場の改善に資するものとして、これらの認証に基づき、使用するパーム油量に相当するクレジットを購入する方法も活用できることとする。
- (4) 組織委員会は、ISPO、MSPO、RSPO を活用可能な認証として位置づけることが適当であることを確認するために、これらの運営状況を引き続き注視する。

このように、東京オリンピックの「持続可能な調達ワーキンググループ」は、植物油協会のスタンスである、消費者、購入者のための出来るだけ幅広い選択を可能とするべきとの主張を採用し、RSPO、MSPO、ISPO が平等な形で、推奨すべき認証制度として表記したところです。今回の、東京オリンピック・パラリンピックにおけるパーム等の認証は、2020年に実施されるオリンピックだけでなく、今後、レガシーとして、将来の認証の基本となるものと考えられるところです。したがって日本植物油協会としては、より良い認証制度が構築されるよう、今後とも、引き続きフォローしていくこととしています。